

2010年(平成22年)7月27日

TAC株式会社

代理人弁護士 亀岡弘敬 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水



〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL: 078-361-7234

FAX: 078-361-7228

URL: <http://hyogoc-net.com>

〔連絡先〕

かけはし法律事務所

弁護士 亀井尚也

TEL: 078-361-9494

FAX: 078-361-9493

## 再 申 入 書

貴職より本年5月14日付内容証明郵便による回答書を受けました。

貴職の回答書によれば、貴社は、受講契約の解約・返金に関する貴社の現行規約(以下「本件規約」といいます)に基づく受講生からの解約申請に対し、これを認める運用を行っていることとされ、本件規約を受講契約の解約事由を制限するものと取り扱っておらず、受講契約の解約制限という事態は発生していないとされています。

しかしながら、当NPO法人は、貴社の本件規約の内容そのものの不当性を問題にしています。すなわち、本件規約によれば、講座開始日以後に受講契約者が解約できるのは、「継続的な講座受講が困難もしくは不可能または講座受講の必要がなくなった場合」であるとされたうえで、その事由を限定列挙されており、かつ解約の際は、医師の診断書など当該事由が客観的に確認できる書類の提出が必要とされています。このような解約条項は、受講契約者の個人的な事情を含めて、理由のいかんを問わずに中途解約ができるという内容とは明らかに異なっています。

消費者である受講契約者は、基本的には貴社の本件規約を見て判断するのであり、もし契約後に解約して返金を求めようとしても、本件規約の中に、解約事由を制限する条項があることから、解約自体を自由に選択することができない結果となっているのであって、

そのこと自体が非常に大きな問題であります。当NPO法人が、本件規約を消費者契約法10条により無効であると指摘するのはそのことが理由であります。

つきましては、貴社に対し、株式会社法学館と同様に、受講開始の前後を問わず、かつ受講申込者の個人的事由も含めて、受講契約を受講申込者の側から自由に解約できる内容に規約を改定されたうえで、今後も受講契約の解約を制限する内容の契約を締結しないこと、受講契約の解約を制限する条項を記載した取引書類の配布やウェブページへの記載をしないこと、改定規約は遡及適用すること、解約条項の改定および遡及適用について受講契約継続中の者に個別に知らせること等の措置をとられるとともに、当NPO法人との間で、その内容の和解を締結されるよう、再度申し入れをさせていただきます。

あわせて、本申入書に対する貴社のご対応について、お手数ですが、本書面到着後1ヵ月以内に文書にてご回答いただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、その旨申し添えます。

追って、貴社において当NPO法人の申し入れに応じられない場合は、当NPO法人として貴社に対し、消費者契約法に基づく差し止め請求の訴訟提起を行う予定であることは、変わっておりませんので、その点も付言いたします。

以上